

宇都宮市監査委員告示第11号

地方自治法第242条第1項の規定により、平成19年6月15日宇都宮市今泉町871番地6 西房美氏から提出された宇都宮市職員措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年8月6日

宇都宮市監査委員 五井 潤 治夫

同 川村 壽文

同 山崎 守男

同 南木 清一

宇都宮市職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 宇都宮市今泉町871番地6

氏名 西 房美

2 請求書の提出日

平成19年6月15日

3 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張要旨

宇都宮市長（以下「市長」という。）は宇都宮市議会議員山本直由（以下「山本議員」という。）が代表を務める宇都宮市議会会派新風会に対し、平成18年度政務調査費として900,000円を交付した。

宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程第2条ただし書は、選挙活動に関する経費、政党活動に関する経費及びその他議員個人の活動に関する経費等については、使途基準に含めないものとする旨定めている。

「栃木県総合文化センター催し物のご案内」によれば、平成19年3月31日午後7時から同センターサブホールにおいて山本直由後援会大会を開催したことになる。また、同日、同会場において開催される「山本なおよし後援会総決起大会のお知らせ」というハガキが有権者に送付されている。

山本議員が代表である新風会の「平成18年度政務調査費収支報告書」には、広報費として計446,640円、その内訳として、DM郵送費として173,235円、印刷代として208,805円、市政報告会会場費として64,600円（備考欄に「総合文化センター、東コミセン予約」の記載あり）の記載がある。

以上から、これらの支出が、宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程第2条ただし書に該当し、政務調査費としての支出が認められないことは明白であり、広報費446,640円の支出は、不当かつ違法な行為である。

さらに、山本議員は県総合文化センターを予約し使用料を支払ったときと、後援会大会を開催したときとは、所属する会派が異なり、議員個人ではなく会派への交付を前提とする政務調査費の趣旨からも大きく逸脱していると言わざるを得ない。

(2) 措置請求

市長に対し、政務調査費のうち446,640円の返還を請求するよう求める。

4 請求書の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成19年6月22日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容から判断し、監査対象事項を、平成18年度に新風会に交付された政務調査費のうち、広報費として使われた446,640円の使途が、宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程第2条ただし書各号に該当するか否か、とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を議会事務局総務課とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定により、平成19年7月3日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

この際に新たな証拠として、①「新風会の政務調査費支出について」と題する、平成19年6月18日付、山本議員から宇都宮市議会議員各位あて文書（FAX）の写し、②「質問状」と題する、平成19年6月21日付、請求人から宇都宮市議会議長（以下「議長」という。）あて文書の写し、③「新風会政務調査費に関する質問状について（回答）」と題する、平成19年6月26日付、議長から請求人あて文書の写しが提出された。

4 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、監査対象事項に関わる資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成19年7月10日に議会事務局長、同総務課長、同課秘書管理グループ係長等から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 政務調査費の概要について

地方自治法第100条第13項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定めている。また、同法第100条第14項は、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定めている。

これを受けて、宇都宮市においては、宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例（平成13年条例第6号。以下「条例」という。）及び宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例施行規則（平成13年規則第6号。以下「規則」という。）を制定し、いずれも平成13年4月1日から施行された。条例の概要は下表のとおりである。

交付対象 (第2条)	会派（所属議員が1人の場合を含む。）
交付額 (第3条)	毎月1日の会派の所属議員数に、1月につき 150,000円を乗じて得た額
交付方法 (第4条)	上半期及び下半期に区分し、それぞれの最初の月の15日に交付
使途基準 (第6条)	議長が別に定める使途基準に従い使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものにこれを充ててはならない。
収支報告書 (第8条)	収支報告書を作成し、当該年度の終了後1月以内（会派の解散の場合は、解散の日から1月以内）に議長に提出しなければならない。
返還 (第9条)	収支報告書を提出した場合において、残額があるときは、速やかに当該残額を市長に返還しなければならない。

条例第6条を受け、議長は宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程（平成13年議会告示第2号。以下「規程」という。）を制定した。

その第2条は、「政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費については当該使途基準には含めないものとする。(1)交際的な経費（慶弔、餞別、病氣見舞金等）(2)福利厚生に関する経費（レクリエーション経費等）(3)選挙活動に関する経費(4)政党活動に関する経費（党費、党大会参加費等）(5)その他議員個人の活動に関する経費（議員個人の活動広報紙作成費等）」と定めている。別表によれば、広報費の使途基準は、「会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費」であり、具体例として「広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等」が挙げられている。

また、議会事務局総務課では、政務調査費の交付手続や収支報告書記載例、使途基準の具体的な事例などを示した「政務調査費取扱の手引き」（以下「手引」という。）を作成し、各会派の会計担当者へ毎年度配付している。この手引の10ページに記載された「政務調査費の使途基準（規程第2条）の具体的な事例について」によれば、広報費の具体的な事例は下表のとおりである。

使途の例示(費目)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙印刷製本費、送料、手数料等 ・会派の市政報告会等の会場費、会議に必要な飲食代等 ・街頭演説のための経費
使用してはならない経費の例示	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個人の活動報告等に必要経費（活動報告紙等）

(2) 新風会への政務調査費の交付について

新風会は、平成15年5月1日付で結成された会派で、同年5月6日に会派結成届が、規則第2条第2項の規定により市長に対して提出された。代表者は山本直由議員、所属議員数は1人であった。

平成18年8月22日には、同日をもって解散した旨の会派解散届が、規則第2条第4項の規定により市長に対して提出された。

新風会への、平成15年度から同18年度までの政務調査費の交付状況は下表のとおりである。

年 度	交 付 額	精 算 額	備 考
平成15年度	1,650,000円	1,479,085円	交付額は、150,000円×1名×11か月
平成16年度	1,800,000円	1,799,700円	交付額は、150,000円×1名×12か月
平成17年度	1,800,000円	1,800,000円	交付額は、150,000円×1名×12か月
平成18年度	900,000円	748,013円	交付額は、150,000円×1名×6か月

(3) 平成18年度に新風会へ交付された政務調査費の交付手続について

- 平成18年4月3日 新風会から市長に対して、平成18年度上半期政務調査費交付申請書が提出された。申請金額は 900,000円、内訳は 150,000円×1名×6か月であった。議会事務局総務課は、当該政務調査費について申請どおり交付する旨起案し、即日決裁を受けた。これに伴い、同課は、当該政務調査費に係る支出負担行為を発議し、即日決裁を受けた（詳細は下表のとおり）。また、上記の支出負担行為決議後、同課では、支出命令書を作成して決済を受けた（詳細は下表のとおり）。

支出負担行為	発議年月日	平成18年4月3日
	支出科目	一般会計 5款 5項 5目 議会費 19節 負担金、補助及び交付金 説明科目 交付金
	事業名	一般事務費
	負担行為額	900,000円
	支出の方法	概算払
	相手方	新風会 山本直由
	決議年月日	平成18年4月3日
	決裁者	議会事務局総務課長
支出命令	支出命令年月日	平成18年4月3日
	決裁者	議会事務局総務課長
	支払方法	口座振替
	支払予定日	平成18年4月14日
	支出命令額	900,000円

- 4月5日 議会事務局総務課は、上記支出命令書を出納室へ持参した。出納室は、同書を受領した上で審査した後、支払の手続を執った。
- 4月14日 議会事務局総務課は、申請者あて政務調査費交付決定通知書を交付した（宮議指令第7号）。
- 同日 支出命令額どおりの金額が、新風会の口座に振り込まれた。
- 8月22日 新風会から市長に対して、同日をもって解散した旨の会派解散届が提出された。同時に、平成18年度宇都宮市議会政務調査費精算書及び平成18年度政務調査費収支報告書が提出された。議会事務局総務課は、上記の収支報告書の写しを市長あて送付するとともに、上記の精算書に基づき当該政務調査費に係る戻入の支出負担行為を発

議し、即日決裁を受けた（詳細は下表のとおり）。また、上記の支出負担行為決議後、同課では、精算・戻入命令書を作成して決済を受けた（詳細は下表のとおり）。

支出負担行為	発議年月日	平成18年8月22日
	支払額	900,000円
	正当支払額	748,013円
	差引額（負担行為額）	151,987円
	相手方	新風会 山本直由
	決議年月日	平成18年8月22日
	決裁者	議会事務局総務課長
精算・戻入命令	精算年月日	平成18年8月22日
	決裁者	議会事務局総務課長
	戻入命令額	151,987円
	返納理由	会派解散による未執行分返還
	返納金納付期限	平成18年9月5日

- ・ 8月28日 議会事務局総務課は、上記精算・戻入命令書を出納室へ持参した。出納室は、同書を受領した上で審査した後、戻入に係る納付書を同課へ返戻した。同課は、山本議員に対して、戻入に係る納付書を交付した。
- ・ 同日 戻入命令額どおりの金額が、納付された。

(4) 新風会へ交付された政務調査費の返還について

- ・ 平成19年6月15日 西房美氏から宇都宮市監査委員に対して、新風会へ交付された平成18年度政務調査費に関する宇都宮市職員措置請求書が提出された。
- ・ 6月18日 山本議員から議会事務局総務課に対して、平成16年度、同17年度及び同18年度に新風会へ交付された政務調査費の一部について、誤解により使途基準に合致しないものがあったので返還したいとの申し出があり、現金 2,035,816円が提出されるとともに、内容を修正した当該年度の精算書及び収支報告書が再提出された。
- ・ 6月19日 山本議員から市長及び議長に対して、「平成16年度から平成18年度に交付を受けた新風会の政務調査費について、使途基準に該当しないものがありましたので、精算書及び収支報告書を再提出するとともに、その金額を返還いたします。」という内容の文書が提出された。返還の理由は、「広報費等について、政務調査費からの支出が可能と考え充当しましたが、内容を確認した結果、個人的な支出で政務調査費の使途基準に該当しないことが判明したため」と記載されていた。議会事務局総務課において内容を確認したところ、使途基準に反するものであることから、提出された現金 2,035,816円を、平成19年度一般会計の歳入科目「議会費その他雑入」として納付させた。

当初提出された収支報告書と修正の上再提出された収支報告書とを照合した結果、返還された 2,035,816円の内訳は下表のとおりである。

交付年度	科目	費目	返還額	備考
平成16年度	広報費	広報紙	96,126円	広報紙印刷(9,000部)
			455,715円	広報紙郵送費(7,000部)
		計	551,841円	
	人件費	人件費	25,220円	広報紙発送アルバイト(1名×4日間)
		計	25,220円	
	その他		4,500円	議会報告会(総合文化センター)キャンセル料
	計	4,500円		
	小計		581,561円	
平成17年度	広報費	市政ニュース	773,615円	市政ニュース印刷・郵送費
		市政報告会会場費	49,000円	総合文化会館・地域コミセン
		計	882,615円	
	人件費	人件費	118,000円	市政ニュース発送作業アルバイト(4名×7日間)
		計	118,000円	
小計		940,615円		
平成18年度	広報費	DM郵送費	173,235円	
		印刷代	208,805円	
		市政報告会会場費	64,600円	総合文化センター、東コミセン予約
		計	446,640円	
	人件費	アルバイト人件費	67,000円	DM封筒作業(3名×5日間)
		計	67,000円	
小計		513,640円		
平成16年度～平成18年度合計			2,035,816円	

(5) その他 - 議会制度検討会議について

- 平成19年6月6日 市議会の各派代表者会議において、前期からの申し送り事項となっていた政務調査費などの問題について調査検討し、その解決を図るための検討組織として、議会制度検討会議を設置することが決議された(詳細は下表のとおり)。

組織の名称	議会制度検討会議
委員数	10名(会派推薦)
会議の位置づけ	議長の諮問機関
調査検討事項	(1) 政務調査費について (2) 議員報酬について (3) 議員定数について (4) 自治制度調査特別委員会の提言について
設置期間	平成19年6月から検討終了まで

- 6月22日 第1回の議会制度検討会議が開催された。
- 7月5日 第2回の議会制度検討会議が開催された。

2 監査委員の判断

本件請求における審査の過程で、新風会へ交付された政務調査費のうち 2,035,816円が山本議員から返還され、その中には請求人が返還を求める広報費 446,640円が含まれていることが確認された。

よって、請求人が主張する市の被った損害を補てんするための措置を講ずる必要はなく、本件請求の理由が消失したものと認められるため、これを棄却するのが相当であると判断する。

3 結論

以上、市長に対し、政務調査費のうち 446,640円の返還を請求するよう求めるとの請求は理由がないものと判断し、本件を棄却する。

第4 意見

本市の市議会政務調査費については、本年6月に設置された議会制度検討会議において検討が開始されたところである。

政務調査費の取扱いについては、議長において規程を制定し、これに基づき議会事務局において手引を作成し、各会派の会計担当者へ毎年度配付しているところであるが、誤解によることとはいえ、政務調査費のうち広報費等の一部が3年度分にもわたり返還されるという事態を招いたことは、まことに遺憾である。今後は、議会事務局において、使途基準について一層の周知徹底を図るよう望むものである。

(以下、請求人から提出された請求書原文を掲載する。)

宇都宮市職員措置請求書 佐藤市長に関する措置請求の要旨

1. 請求の趣旨

宇都宮市長佐藤栄一は『宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例』第8条により、平成18年度政務調査費を宇都宮市議会会派「新風会」代表者の山本直由に15万円を6ヶ月、計90万円交付した。

『宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程』第2条「政務調査費の使途基準は別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費については当該使途基準には含めないものとする。」(3)「選挙活動に関する経費」、(4)「政党活動に関する経費(党費、党大会参加費等)」、(5)「その他議員個人の活動に関する経費(議員個人の活動広報紙作成費等)」と定めている。

『宇都宮市議会政務調査費の使途基準(規程第2条)の具体的な事例について』の表の「使用してはならない経費の例示」には(広報費)「議員個人の活動報告等に必要経費(活動報告紙等)」、(広聴費)「議員個人の地域集会等の開催に必要な経費」、(事務費)「・調査研究活動目的以外に使用する備品、消耗品等の購入・名刺、年賀状等の議員個人の消耗品」、(その他の経費)「・慶弔、餞別、病氣見舞い等・レクリエーション等・選挙活動に伴う経費・政党費等・その他議員個人の活動に関する経費」と明記している。

『栃木県総合文化センター催し物のご案内 2007年2⇒3月』によると、3月31日(土)19時からサブホールにて山本直由後援会大会を開催した事になっている。

また、3月31日(土)19時から栃木県総合文化センターサブホールにおいて開催される『山本直由後援会総決起大会のお知らせ』というハガキが有権者に送付されている。

山本直由が代表である市議会会派「新風会」の『平成18年度政務調査費収支報告書』には「広報費として 446,640円」そのうち「DM郵送費として 173,235円」「印刷代として 208,805円」「市政報告会会場費として 64,600円(備考として総合文化センター、東コミセン予約)」と明記してある。

以上の理由から、これらの支出が『宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程』第2条(3)(4)(5)に該当するものであり、政務調査費としての支出が認められないものである事が明白である。

さらに、宇都宮市議山本直由は総合文化センター予約及び支払い時の会派と、後援会開催時の会派が違い、議員個人ではなく会派としての交付や支出を前提とする政務調査費の趣旨からも大きく逸脱していると言わざるを得ない。

つまりこれら「広報費 446,640円」の支出は、不当かつ違法な行為である。

よって不当かつ違法に支出した市民の税金「広報費 446,640円」を、市に返還するよう、佐藤栄一市長に勧告するよう求めます。

2. 請求者

(住所) 宇都宮市今泉町871番地6

(職業) 市議会議員

(氏名) 西 房美

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2007年6月15日

宇都宮市監査委員 殿

添付資料 (略)